

財団法人自転車駐車場整備センター寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人自転車駐車場整備センター（以下「センター」という。）と称する。

2 センターの英文名は、BICYCLE PARKING FACILITIES DEVELOPMENT AND MANAGEMENT FOUNDATIONと称する。

(事 務 所)

第 2 条 センターは、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 センターは、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 センターは、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）の利用者の利便の増進並びに道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車等駐車場の整備に関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 自転車等駐車場の設置及び運営
- 二 自転車等駐車施設の貸与及び譲渡

- 三 自転車等駐車場改善に関する研究及び指導
- 四 自転車等駐車需要に関する調査研究
- 五 自転車等駐車場整備推進のための広報活動
- 六 前各号に関連する業務の受託
- 七 その他センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 センターの財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議

決を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署もしくは銀行等への定期預貯金、信託会社への信託又は国債若しくは公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

- 第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

- 第 9 条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

- 第 10 条 センターの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

- 第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第 12 条 センターの事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、キャッシュ

ユ・フロー計算書及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(収支差額)

第13条 センターの収支決算に収支差額を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、若しくは翌年度に繰り越し、又は第4条に掲げる事業の用に供するため準備金として積み立てるものとする。

(長期借入金)

第14条 センターが資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない。

(特別会計)

第15条 センターは、事業遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設け、区別して整理することができる。

2 前項の特別会計は、第10条に規定する予算及び第11条に規定する暫定予算並びに第12条に規定する決算に計上しなければならない。

(事業年度)

第16条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第17条 センターに、次の役員を置く。

理 事 10名以上15名以内

監 事 2名

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

(役員を選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第19条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐して、理事会の定めるところに従い業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して、理事会の定めるところに従い業務を処理し、理事長及び専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、センターの業務を議決し、執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は国土交通大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第20条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会及び評議員会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第22条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることがで

きる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第23条 センターに、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べるすることができる。
- 4 顧問には、第20条第1項及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第4章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第25条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、センターの業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第26条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 19 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 27 条 理事会は、第 19 条第 5 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議 長)

第 28 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 29 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 30 条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 31 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらか

じめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第33条 センターに、評議員10名以上15名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第20条から第22条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第34条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、第19条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第29条から第32条までの規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 委員会

(委員会)

第35条 理事長は、センターの事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て理事長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び 解散

(寄附行為の変更)

第 3 6 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事
現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大
臣の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 3 7 条 センターは、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定
によるもののほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数
及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認
可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 3 8 条 センターが解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員
会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議
決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、地方公共団体又はセンター
と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 8 章 事 務 局

(設 置 等)

第 3 9 条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理
事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 4 0 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなけれ

ばならない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 事業計画及び予算に関する書類
 - (4) 事業報告及び決算に関する書類
 - (5) 財産目録、正味財産増減計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書
 - (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (8) 理事及び監事の履歴書
 - (9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (10) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第 1 号から第 5 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第 9 章 補 則

(細 則)

第 4 1 条 この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則 (昭和 5 4 年 4 月 1 6 日 施行)

- 1 この寄附行為は、建設大臣から設立の許可を受けた日から施行する。
- 2 センターの設立当初の事業計画及び収支予算は、第 1 2 条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。

3 センターの設立当初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず第1項に規定する日から昭和55年3月31日までとする。

附 則（昭和57年10月1日一部変更）（18条関係）

- 1 この寄附行為の変更は、建設大臣から認可を受けた日の翌日から施行する。
- 2 この寄附行為の変更の際在任する理事の任期は、寄附行為第21条第1項本文の規定にかかわらず、前項の認可のあった日までとする。

附 則（平成6年6月14日一部変更）（31条関係）

この寄附行為の変更は、建設大臣の認可があった日から施行する。

附 則（平成13年4月17日全面変更）

- 1 この寄附行為の変更は、国土交通大臣の認可があった日から施行する。ただし、評議員及び評議員会にかかる変更は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の変更前に選任された役員の任期は、変更後の寄附行為第20条の規定に関わらず、平成15年9月30日までとする。
- 3 この寄附行為の変更前に選任された顧問の任期は、変更後の寄附行為第23条の規定に関わらず、平成14年9月30日までとする。

経過措置

この寄附行為の施行後であっても、第34条の規定に基づく評議員会が設置されるまでの間は、第8条、第10条、第12条及び第14条に規定する評議員会の同意並びに第21条、第36条、第37条及び第38条に

規定する評議員会の議決に関する規定は適用せず、また、第18条第1項に規定する選任は、従前の寄附行為第19条第1項の規定によるものとする。

新たな附則

附 則（平成18年4月13日一部変更）（3条関係ほか）

- 1 この寄附行為の変更は、国土交通大臣の認可があった日から施行する。ただし、第12条及び第40条の変更については、国土交通大臣の変更認可日の属する事業年度より施行する。

昭和54年4月16日施行

昭和57年10月1日一部変更（第18条関係）

平成6年6月14日一部変更（第31条関係ほか）

平成13年4月17日全面変更

平成18年4月13日一部変更（第3条関係ほか）